

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年6月2日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した等の事情が生じた被保険者に係る国民健康保険税の減免を遡及して適用できるようにするため。



専決第9号

八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例の制定につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第  
1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年5月1日

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八幡浜市国民健康保険税条例（平成17年条例第57号）の一部を次のように  
改正する。

次の表の改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げ  
ていないものを加える。

改正後	改正前
<p>（保険税の減免） 第27条（略） 2 前項の規定によって保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、この期限までに申請書を提出できないことについて合理的な理由があると市長が認めるときは、市長は、当該理由を勘案し、別に期限を定めることができる。</u> (1)～(3)（略） 3（略）</p>	<p>（保険税の減免） 第27条（略） 2 前項の規定によって保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。  (1)～(3)（略） 3（略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の八幡浜市国民健康保険税条例第27条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

